

第 3 8 回会計検査院契約監視委員会定例会議議事概要

開 催 日	令和 8 年 7 月 2 9 日 (水)		
場 所	Web 会議開催		
出席委員氏名	委員長 松島 桂樹 (一般社団法人クラウドサービス推進機構 理事特別研究員)		
	委 員 丸山 恭司(愛知工業大学経営学部経営学科 教授)		
	委 員 石崎 一登(公認会計士 石崎公認会計士事務所)		
抽出案件	3 件	(備考) 抽出案件 3 件の審議のほかに、契約の状況、少額 随意契約の状況等について説明を行い、その後、質疑 を行った。	
(内訳)			
一般競争契約	1 件		
指名競争契約	0 件		
随意契約	2 件		
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし		

(別紙)

1. 委員長及び委員長代理の選出	
委員の互選により、松島委員が委員長として選任された。松島委員長から丸山委員が委員長代理に指名された。	
2. 抽出委員の指定	
石崎委員を抽出委員に指定した。	
3. 令和7年度(下半期)における契約の状況等について	
会計検査院側より、契約の状況、指名停止の運用状況、少額随意契約の状況等について説明を行った。	
意見・質問	回 答
・一般競争入札と随意契約の件数を比較すると、一般競争入札の割合が昨年度の同時期と比べて減少しているが、その理由は何か。 ・指名停止の運用状況及び談合情報への対応状況の資料はどのような情報に基づき作成しているのか。	・本院における大型の情報システム系の更新案件が少なく比較的少額な案件が多かったことなどが要因と考えられる。 ・指名停止の運用状況については、本院において指名停止を行った件数を記載している。また、談合情報への対応状況については、報道等により本院が発注した契約について談合が行われた疑いが生じた場合は、その状況を調査し、資料に記載することとしている。

4. 案件の審議 3 件を審議した。審議の内容は次のとおりである。	
意見・質問	回 答
(1) 検査記録システムに係る概念実証のための支援業務 (契約内容：従前の調査表管理システムの再構築に向けて、本システムの主要な機能に係るサンプルアプリの作成等を行うことにより、本院のネットワーク環境下で所有している Power Platform 等を活用した実現可能性の検証の支援を行うもの)	
・本業務は実現可能性の有無を検証する業務であるが、本業務において実現可能性がないという結論に至ることはあり得たのか。	・そのような結論に至る可能性は十分あり得たと考えている。本件業務を実施するに当たり、検査記録システムを Power Platform 上で稼働させることはある程度可能であるとの見込みはあったが、実際に検査記録システムとして搭載を想定するうちの一部の機能を実装したサンプルアプリを稼働させてみて、Power Platform 上で正しく機能するかどうかを確認する必要があった。
・見積書を徴取した業者はどのように選定したのか。	・本件業務の調達を計画する中で、発注できそうな業者の情報をインターネット等で収集し、ヒアリングを行って技術力等を確認するなどして選定した。
・Power Platform を活用することとしたことにはどのような事情があるのか。国全体として Power Platform の活用を前提にしなければならないというようなことはあるのか。	・国全体としての方針はないが、本院において、既に導入している Microsoft 365 の一部である Power Platform を使用可能であり、これが活用できるのであれば第一に検討しようということになった。 - また、従前のシステムと同様のソフトウェアやクラウド環境で開発するとかなりの開発コストがかかることをいくつかの業者から確認したため、比較的安価になると見込まれる Power Platform 上で開発することとなった。
・従前の調査表管理システムにおいては、どのようにデータの管理を行っていたのか。また、調査表管理システムで保存されているデータは検査記録システムに移行されるのか。	・従前はデータベースをシステム上に構築してデータ管理を行ってきた。検査記録システムでは、Power Platform 上に新たなデータベースを構築し、これに従前の調査表管理システムから出力したデータを投入して移行することとなる。

今回の Power Platform を活用する仕組みを考えたときに、本件の契約相手方が、従前の調査表管理システムについて以前から関係性があった業者ではないのは、Power Platform のノウハウがある者を選定して随意契約したという理解だが、いかがか。 本業務を実施した後については、Power Platform というローコードツールの特色を活かして検査院の中でシステムを形作るのか、それとも外注とするのか。外注の場合は、本業務の後業務であるプロトタイプ作成も行った本件契約相手方と随意契約するのか。	ご理解のとおりである。本件契約の相手方の事業者は、調査表管理システムについて以前からの関わりを有する必要はなく、Power Platform を用いたシステム開発が対応可能な事業者を複数検討し、最終的に 2 者から参考見積書の提出を受けたものである。なお、契約相手方の決定については、特命随意契約ではなく、見積合わせの結果による。 本業務を実施した後の検査記録システムの本番構築については外注することとしており、その際の調達方法は、Power Platform を用いたシステム開発が行える者は数多く存在すると考えられることから、一般競争入札によることとした。
(2)検査記録システムプロトタイプ作成に係る業務 (契約内容：上記(1)の業務で作成したサンプルアプリを基にした検査記録システムのプロトタイプの作成及び当該プロトタイプについて判明した課題に対して本院が行うプロトタイプの改修支援を実施するもの)	
見積書の徴取が 1 者のみであった理由は何か。他の者も見積書を提出できるのであれば徴取した方が説明責任を果たすことができたと考えられる。	(1)の業務について、同業務の契約相手方とは別の 1 者から徴取した見積書の額は、(1)の業務の契約相手方を見積額と比べて倍以上高くなっており、この 1 者から見積書を徴取することも可能であったが、同者から本件業務について見積書を取得したとしても、(1)の契約相手方よりも有利になる要素が確認できなかったことから、(1)の契約相手方のみから徴取したものである。
仮に(1)の業務と本業務を一本で発注した場合、それぞれの契約金額の合計と比べ金額を低減できた可能性はあるのか。	当初は(1)の業務と本件業務を一連の業務として実施するという前提で、前記の 2 者から参考見積書の提出を受けており、それを見る限りでは、一つにまとめる場合と分けた場合で合計金額に差がない状況であったことから、業務を一本で発注することで金額が低減することはなかったのではないかと考えている。

・(1)の業務で作成したサンプルアプリと、本件業務で作成したプロトタイプの具体的な違いは何か。	・サンプルアプリは、本院の Microsoft 環境に対応したデータの取扱い、複数の課についてデータテーブルを結合する部分などについて、Power Platform 上で実現ができるかを確認することにフォーカスして一部の機能に絞って作成したアプリケーションであり、プロトタイプは、サンプルアプリでは機能ごとに実装されたものであったところを有機的につなげて一つのシステムとして一連で業務利用できるまで実装したものである。
・本件業務の成果物は、本番構築に係る業務を発注する際の仕様となるのか。(1)の業務及び本件業務を同じ事業者が実施しているため、どの会社でも参入できるような形になるようご留意いただきたい。	・ご理解のとおりである。本件業務の成果物として納入されたシステム概要図やデータ定義書等は、本番構築に係る業務を発注する際の仕様に用いられることになる。また、これらの成果物は、基本的には、Power Platform を扱える事業者であれば参入を妨げるようなものにはなっていないと考えている。
・業務を実施する中で得られたスキルや知識といったノウハウについては、契約相手方に帰属するという取扱いだと思うが、契約上明確になっているのか。	・ノウハウの取扱いについては、契約相手方に帰属した上で、本院は、本件業務の目的の範囲内において利用が認められるという形で契約上取り決めている。
(3) 令和7年度電子証拠書類等管理システム (EVANSS) 更改に向けた構想の検討に係る調査研究 (契約内容：EVANSS の連携システムである SEABIS 及び GEPS の令和10年度中の更改を見据え、EVANSS の今後の構成・機能の在り方を整理し、その移行方針をロードマップとして本院に提示するもの)	
・入札関係書類を受け取った事業者が9者あったものの、実際に入札に参加したのが1者のみであり、結果的に一者応札になったことについての事情としては、「調査研究」との件名に興味を持って入札関係書類を受け取ったものの、業務内容を確認していくと対応が難しいと考えて、説明会参加者が3者、事前提出書類提出者が1者と減っていくという経過をたどったのではないかということか。	・そのように考えている。電子調達システムでは公告中の契約件名や入札日といった情報が他省庁の案件も含め一覧で表示され、事業者は契約件名から興味のあるものを探して入札関係書類等をダウンロードする形になる。今回の調達について、入札関係書類を受け取ったものの入札を辞退した者に対するアンケートの回答の中に、仕様書等を確認した結果、守備範囲外と判断して入札を見送ったとするものがあつた。このような状況が生じることは承知しており、契約件名には注意を払ってきているところであるが、今後もお一層、契約件名には注意してまいりたい。

・入札参加を促す工夫として、仕様書上での業務内容等の具体化に努めたということだが、具体的に工夫した点とはどのようなものなのか。	・例えば、以前は「必要な対策を講じる」といった仕様書の書きぶりをしていたところを、必要な対策とはどのような場合にどのような対策を講じるのかを可能な限り具体化して明示するというような工夫を行っている。
・本件業務は、EVANSS の連携システムに変更が見込まれ、これに対する対応が必要であるということが背景にあるとのことだが、連携システムについて、具体的にどのような変更が見込まれるのか。	・本件業務の実施段階では、連携システムを所掌する省庁から、計算証明書類の提出の仕組みの変更、証拠書類データ的大幅な変更等を見込んでいるが、具体的な変更内容については未定であるとの連絡を受けていた。 また、会計 DX の動向なども含め、中・長期的に EVANSS がどうあるべきか検討しておく必要があることも背景にある。
・既存システムに関連する契約は、もともと当該システムに関係する企業があり、新しい企業が入札に参加しづらいという課題が従来からある。これに加えて、IT 関係の事業者は、人手不足等により多忙で、新規の仕事をあまり求めているという現状を踏まえると、一者応札は経常的に発生し、入札不調になるといった事態まで想定される状況にあると思うので、事業者の確保という点に留意してほしい。	・本院は他省庁と比べて調達規模が小さく、入札参加者が少なくなる傾向にあるので、不調になることのないように、どうやって事業者を確保するのか、入札参加意欲のある事業者の情報収集については中長期的な課題として取り組みたい。
・国の情報システムは現状外注することで開発等するのが主体となっていると思うが、AI 技術の進歩に伴って、内製比率を高めようといった議論が昨今なされており、外注に頼っている状況はサステナブルではないとの危険性が感じられるようになってきている。これを踏まえて、システムを内製化できるような体制も検討していくべきだと思う。	・IT 人材の育成、内製化の検討については、今後における課題として認識しているところである。